

大臣令：72.K/MB.01/MEM.B/2025

関連

金属鉱物商品および石炭の販売基準価格決定ガイドライン

全能の神の恵みによって

インドネシア共和国エネルギー鉱物資源大臣

以下を考慮する：

- a. 鉱物・石炭採掘事業活動の実施に関する 2021 年政府規則第 96 号第 159 条第 1 項の規定に基づき、鉱物・石炭生産事業活動段階の鉱業許可証および特別鉱業許可証の保有者で、生産された鉱物・石炭を販売する者は、基準価格を参照する必要があること；
- b. 金属鉱物と石炭の現在の基準価格は、鉱業許可証と生産操業段階の特別鉱業許可証の保有者が生産した鉱物や石炭を販売する際の基準として、まだ完全には有効ではないこと；
- c. a および b に記載された考慮事項に基づき、鉱物および石炭採掘事業活動の実施に関する 2021 年政府規則第 96 号第 159 条第 2 項の規定を実施するため、金属鉱物および石炭商品の売却のための基準価格を決定するためのガイドラインに関するエネルギー鉱物資源大臣の政令を定める必要があること。

以下の観点から：

1. 鉱物および石炭採掘に関する 2009 年法律第 4 号（インドネシア共和国 2009 年国家官報第 4 号、インドネシア共和国国家官報第 4959 号の補足）、鉱物および石炭採掘に関する 2009 年法律第 4 号の改正に関する 2020 年法律第 3 号（インドネシア共和国 2020 年国家官報第 147 号、インドネシア共和国国家官報第 6525 号の補足）によって改正された；
2. 鉱物・石炭採掘事業管理実施の指導監督に関する 2010 年政府規則第 55 号（2010 年インドネシア共和国官報第 85 号、インドネシア共和国官報第 5142 号の補足）；
3. 鉱物・石炭採掘事業活動の実施に関する 2021 年インドネシア共和国政府規則第 96 号（2021 年インドネシア共和国官報第 208 号、インドネシア共和国官報第 6721 号の補足）、鉱物・石炭採掘事業活動の実施に関する 2021 年インドネシア共和国政府規則第 96 号の改正に関する 2024 年インドネシア共和国政府規則第 25 号（2024 年インドネシア共和国官報第 89 号、インドネシア共和国官報第 6921 号の補足）により改正された；
4. エネルギー鉱物資源省に関する 2024 年大統領規則第 169 号（インドネシア共和国 2024 年第 365 号）；
5. 2017 年エネルギー鉱物資源大臣規則第 7 号、金属鉱物及び石炭の売却のためのベンチマーク価格の決定手続に関する規則（インドネシア共和国 2017 年国家官報第

100号) 数回改正され、最近では2020年エネルギー鉱物資源大臣規則第11号により第3次。

6. 金属鉱物および石炭の売却のためのベンチマーク価格の決定手続きに関する2017年エネルギー鉱物資源大臣規則第7号(インドネシア共和国2020年国営公報第369号)；
7. エネルギー鉱物資源省の組織および業務手続きに関する2024年エネルギー鉱物資源大臣規則第9号(インドネシア共和国官報2024年第414号)；

決定事項：

決定：

金属鉱物・石炭商品の販売基準価格の決定に関するガイドラインに関するエネルギー鉱物資源大臣の政令

- 第1： 金属鉱物と石炭からなる商品の販売基準価格を決定する：
 - a. 金属鉱物指標価格(以下 HPM と略す)は、本省令の不可欠な部分である添付資料Iに記載されている；
 - b. 石炭指標価格(以下、HBA と略す)は、本省令の不可欠な部分である添付資料IIに記載されている；
 - c. 石炭基準価格(以下 HPB と呼ぶ)は、本省令の不可欠な部分である添付資料IIIに記載されている。
- 第2： 鉱業事業許可(IUP)保有者、特別鉱業許可(IUPK)保有者、および鉱業事業契約(KK)保有者および石炭鉱業事業契約(CCOW)保有者を含む、契約/協定の継続としての特別鉱業許可(IUPK)保有者は、金属鉱物または石炭の売却において、第1で言及された HPM または HPB を参照しなければならない。
- 第3： 第1で言及される HPM および HPB とは、鉱業事業許可(IUP)保有者、特別鉱業許可(IUPK)保有者、および鉱業事業契約(KK)保有者および石炭鉱業事業契約(CCOW)保有者を含む、契約/協定の継続事業としての IUPK 保有者による金属鉱物または石炭の売却における下限価格(基準)である。
- 第4： スペックと計算を決定する際の参考資料：
 - a. 公益のための電力供給のための石炭の販売価格。
 - b. 金属鉱物加工および/または精製産業以外の国内産業原料/燃料のニーズを満たす石炭の販売価格は、a および b の文字で言及されている石炭の販売価格を規定する省令に規定されている基準仕様および計算を指す。
- 第5： 金属鉱物指標価格と石炭指標価格の決定は、毎月1日と15日に行われる。
- 第6： 本省令が発効したとき：

a.金属鉱物ベンチマーク価格の決定式に関するエネルギー鉱物資源大臣令第2946 K/30/MEM/2017；および

b.エネルギー鉱物資源大臣令第227.K/MB.01/MEM.B/2023「石炭商品販売のためのベンチマーク価格設定のためのガイドライン」の撤回と無効宣言

第7： 本省令は2025年3月1日に施行される。ただし、将来この省令に誤りがあった場合は、法令の規定に従って適宜修正される。

施行日：2025年2月24日ジャカルタ

エネルギー鉱物資源大臣 インドネシア共和国

署名：

バフリル・ラハダリア

コピー先：

- 1.経済担当調整大臣
- 2.財務大臣
- 3.貿易大臣
- 4.エネルギー鉱物資源省事務局長
- 5.エネルギー鉱物資源省監察官
- 6.鉱物・石炭総局長

原本と相違なし

エネルギー鉱物資源省 局長

バンバン・スジト

付属書 II (ANNEX II)

インドネシア共和国 エネルギー・鉱物資源大臣決定

番号：72.K/MB.01/MEM.B/2025

日付：2025年2月24日

金属鉱物および石炭商品の販売における基準価格設定の指針について

石炭指標価格 (HBA) 算定式

A. 当月1日付の HBA (石炭指標価格) の決定

1. 石炭指標価格は、発熱量 6,322 kcal/kg (GAR 基準)、総水分 12.26%、総硫黄分 0.66%、灰分 7.94%の等価基準に基づき以下のとおりとする。

$$\text{HBA} = (0.7 \times x1) + (0.3 \times x2) \text{ [US\$/ton]}$$

説明：

a) HBA = 石炭指標価格 (US ドル/トン)

b) x1 = 石炭指標価格 (HBA) と同等の仕様 (発熱量 6,100~6,500 kcal/kg GAR) の石炭販売価格の、前々月の第4週から前月の第1週までの期間における 出荷地点 (FOB Vessel) での販売価格の数量加重平均値 (US ドル/トン)。

c) x2 = 石炭指標価格 (HBA) と同等の仕様 (発熱量 6,100~6,500 kcal/kg GAR) の石炭販売価格の、前々月の第2週から第3週における 出荷地点 (FOB Vessel) での販売価格の数量加重平均値 (US ドル/トン)。

2. 石炭指標価格 I は、発熱量 5,300 kcal/kg (GAR 基準)、総水分 21.32%、総硫黄分 0.75%、灰分 6.04%の等価基準に基づき以下のとおりとする。

$$\text{HBA I} = (0.7 \times x1) + (0.3 \times x2) \text{ [US\$/ton]}$$

説明：

a) HBA I = 石炭指標価格 I (US ドル/トン)

b) x1 = 石炭指標価格 I (HBA I) と同等の仕様 (発熱量 5,100~5,500 kcal/kg GAR) の石炭販売価格の、前々月の第4週から前月の第1週までの期間における 出荷地点 (FOB Vessel) での販売価格の加重平均値 (US ドル/トン)。

c) x2 = 石炭指標価格 I (HBA I) と同等の仕様 (発熱量 5,100~5,500 kcal/kg GAR) の石炭販売価格の、前々月の第2週から第3週における 出荷地点 (FOB Vessel) での販売価格の加重平均値 (US ドル/トン)。

3. 石炭指標価格 II は、発熱量 4,100 kcal/kg (GAR 基準)、総水分 35.73%、総硫黄分 0.23%、灰分 3.90%の等価基準に基づき以下のとおりとする。

$$\text{HBA II} = (0.7 \times x1) + (0.3 \times x2) \text{ [US\$/ton]}$$

説明：

- a) HBA II = 石炭指標価格 II (US ドル/トン)
- b) x1 = 石炭指標価格 II (HBA II) と同等の仕様 (発熱量 3,900~4,300 kcal/kg GAR) の石炭販売価格の、前々月の第 4 週から前月の第 1 週までの期間における 出荷地点 (FOB Vessel) での販売価格の加重平均値 (US ドル/トン)。
- c) x2 = 石炭指標価格 II (HBA II) と同等の仕様 (発熱量 3,900~4,300 kcal/kg GAR) の石炭販売価格の、前々月の第 2 週から第 3 週における 出荷地点 (FOB Vessel) での販売価格の加重平均値 (US ドル/トン)。

4. 石炭指標価格 III は、発熱量 3,400 kcal/kg (GAR 基準)、総水分 44.30%、総硫黄分 0.24%、灰分 3.88%の等価基準に基づき以下のとおりとする。

$$\text{HBAIII} = (0.7 \cdot x1) + (0.3 \cdot x2) \text{ [US\$/ton]}$$

説明：

- a) HBA III = 石炭指標価格 III (US ドル/トン)
- b) x1 = 石炭指標価格 III (HBA III) と同等の仕様 (発熱量 3,200~3,600 kcal/kg GAR) の石炭販売価格の、前々月の第 4 週から前月の第 1 週までの期間における 出荷地点 (FOB Vessel) での販売価格の加重平均値 (US ドル/トン)。
- c) x2 = 石炭指標価格 III (HBA III) と同等の仕様 (発熱量 3,200~3,600 kcal/kg GAR) の石炭販売価格の、前々月の第 2 週から第 3 週における 出荷地点 (FOB Vessel) での販売価格の加重平均値 (US ドル/トン)。

B. 当月の 15 日付の HBA (石炭指標価格) の決定

1. 石炭指標価格は、発熱量 6,322 kcal/kg (GAR 基準)、総水分 12.26%、総硫黄分 0.66%、灰分 7.94%の等価基準に基づき以下のとおりとする。

$$\text{HBA} = (0.7 \cdot x1) + (0.3 \cdot x2)$$

説明：

- a) HBA = 石炭指標価格 (US ドル/トン)
- b) x1 = 石炭指標価格 (HBA) と同等の仕様 (発熱量 6,100~6,500 kcal/kg GAR) の石炭販売価格の、前月の第 2 週から第 3 週における 出荷地点 (FOB Vessel) での販売価格の加重平均値 (US ドル/トン)。
- c) x2 = 石炭指標価格 (HBA) と同等の仕様 (発熱量 6,100~6,500 kcal/kg GAR) の石炭販売価格の、前々月の第 4 週から前月の第 1 週までの期間における 出荷地点 (FOB Vessel) での販売価格の加重平均値 (US ドル/トン)。

2. 石炭指標価格 I は、発熱量 5,300 kcal/kg (GAR 基準)、総水分 21.32%、総硫黄分 0.75%、灰分 6.04%の等価基準に基づき以下のとおりとする。

$$\text{HBA I} = (0.7 \times x1) + (0.3 \times x2)$$

説明：

- a) HBA I = 石炭指標価格 I (US ドル/トン)
- b) x1 = 石炭指標価格 I (HBA I) と同等の仕様 (発熱量 5,100~5,500 kcal/kg GAR) の石炭販売価格の、前月の第 2 週から第 3 週における 出荷地点 (FOB Vessel) での販売価格の加重平均値 (US ドル/トン)。
- c) x2 = 石炭指標価格 I (HBA I) と同等の仕様 (発熱量 5,100~5,500 kcal/kg GAR) の石炭販売価格の、前々月の第 4 週から前月の第 1 週までの期間における 出荷地点 (FOB Vessel) での販売価格の加重平均値 (US ドル/トン)。

3.石炭指標価格 II は、発熱量 4,100 kcal/kg (GAR 基準)、総水分 35.73%、総硫黄分 0.23%、灰分 3.90%の等価基準に基づき以下のとおりとする。

$$\text{HBA II} = (0.7 \times x1) + (0.3 \times x2) \text{ [US\$/ton]}$$

説明：

- a) HBA II = 石炭指標価格 II (US ドル/トン)
- b) x1 = 石炭指標価格 II (HBA II) と同等の仕様 (発熱量 3,900~4,300 kcal/kg GAR) の石炭販売価格の、前月の第 2 週から第 3 週における 出荷地点 (FOB Vessel) での販売価格の加重平均値 (US ドル/トン)。
- c) x2 = 石炭指標価格 II (HBA II) と同等の仕様 (発熱量 3,900~4,300 kcal/kg GAR) の石炭販売価格の、前々月の第 4 週から前月の第 1 週までの期間における 出荷地点 (FOB Vessel) での販売価格の加重平均値 (US ドル/トン)。

4.石炭指標価格 III は、発熱量 3,400 kcal/kg (GAR 基準)、総水分 44.30%、総硫黄分 0.24%、灰分 3.88%の等価基準に基づき以下のとおりとする。

$$\text{HBA III} = (0.7 \times x1) + (0.3 \times x2) \text{ [US\$/ton]}$$

説明：

- a) HBA III = 石炭指標価格 III (US ドル/トン)
- b) x1 = 石炭指標価格 III (HBA III) と同等の仕様 (発熱量 3,200~3,600 kcal/kg GAR) の石炭販売価格の、前月の第 2 週から第 3 週における 出荷地点 (FOB Vessel) での販売価格の加重平均値 (US ドル/トン)。
- c) x2 = 石炭指標価格 III (HBA III) と同等の仕様 (発熱量 3,200~3,600 kcal/kg GAR) の石炭販売価格の、前々月の第 4 週から前月の第 1 週までの期間における 出荷地点 (FOB Vessel) での販売価格の加重平均値 (US ドル/トン)。

備考 (Notes) :

- 1.本 HBA (石炭指標価格) の計算に使用するデータは、特別価格の適用を受けない石炭販

売取引のデータであり、E-PNBP アプリケーションにおいて 最終確定済み（出荷日確定）の取引データを使用する。

2.1 ヶ月の日数が 28 日を超える場合、29 日、30 日、31 日の販売取引は第 4 週の取引として計算する。

エネルギー鉱物資源大臣
インドネシア共和国

署名

バフリル・ラハダリア

原本と相違なし

エネルギー鉱物資源省 法務局長

バンバン・スジト

付属書 III (ANNEX III)

インドネシア共和国 エネルギー鉱物資源大臣決定

番号：72.K/MB.01/MEM.B/2025

日付：2025年2月24日

金属鉱物および石炭商品の販売における基準価格設定 (HPB) の指針について

石炭基準価格 (HPB) の算定式

1. 発熱量 6,000 kcal/kg を超える石炭の基準価格は、以下のとおりとする。

$$HPB = HBA \times \frac{k}{6322} \times \frac{(100 - TM)}{(100 - 12.26)} - ((TS - 0.66) \times 4 + (ASH - 7.94) \times 0.4)$$

説明：

a) HPB = 石炭基準価格 (USD/トン)

b) HBA = 石炭指標価格 (USD/トン)

c) K = 発熱量 (kcal/kg GAR)

d) TM = 総水分 (%)

e) TS = 総硫黄分 (%)

f) ASH = 灰分 (%)

2. 発熱量 5,300 kcal/kg 超～6,000 kcal/kg 以下の石炭の基準価格は、以下のとおりとする。

$$HPB = HBA I \times \frac{k}{5300} \times \frac{(100 - TM)}{(100 - 21.32)} - ((TS - 0.75) \times 4 + (ASH - 6.04) \times 0.4)$$

説明：

a) HPB = 石炭基準価格 (USD/トン)

b) HBA I = 石炭指標価格 I (USD/トン)

c) K = 発熱量 (kcal/kg GAR)

d) TM = 総水分 (%)

e) TS = 総硫黄分 (%)

f) ASH = 灰分 (%)

3. 発熱量 4,100 kcal/kg 超～5,300 kcal/kg 未満の石炭の基準価格は、以下のとおりとする。

$$HPB = HBA II \times \frac{k}{4100} \times \frac{(100 - TM)}{(100 - 35.73)} - ((TS - 0.23) \times 4 + (ASH - 3.90) \times 0.4)$$

説明：

a) HPB = 石炭基準価格 (USD/トン)

b) HBA II = 石炭指標価格 II (USD/トン)

c) K = 発熱量 (kcal/kg GAR)

d) TM = 総水分 (%)

e) TS = 総硫黄分 (%)

f) ASH = 灰分 (%)

4.発熱量 3,400 kcal/kg 超～4,100 kcal/kg 以下の石炭の基準価格は、以下のとおりとする。

$$HPB = HBA II \times \frac{k}{4100} \times \frac{(100 - TM)}{(100 - \frac{35.73}{FKA})} - ((TS - 0.23) \times 4 + (ASH - 3.90) \times 0.4)$$

$$FKA = \frac{(((\frac{(100 - 35.73)}{(100 - TM)}) \times TM) + (100 - 35.73))}{100}$$

説明：

a) HPB = 石炭基準価格 (USD/トン)

b) HBA II = 石炭指標価格 II (USD/トン)

c) FKA = 石炭水分補正係数

d) K = 発熱量 (kcal/kg GAR)

e) TM = 総水分 (%)

f) TS = 総硫黄分 (%)

g) ASH = 灰分 (%)

5.発熱量 3,400 kcal/kg 以下の石炭の基準価格は、以下のとおりとする。

$$HPB = HBA III \times \frac{k}{3400} \times \frac{(100 - TM)}{(100 - \frac{44.30}{FKA})} - ((TS - 0.24) \times 4 + (ASH - 3.88) \times 0.4)$$

$$FKA = \frac{(((\frac{(100 - 44.30)}{(100 - TM)}) \times TM) + (100 - 44.30))}{100}$$

説明：

a) HPB = 石炭基準価格 (USD/トン)

b) HBA III = 石炭指標価格 III (USD/トン)

c) FKA = 石炭水分補正係数

d) K = 発熱量 (kcal/kg GAR)

e) TM = 総水分 (%)

f) TS = 総硫黄分 (%)

g) ASH = 灰分 (%)

エネルギー鉱物資源大臣
インドネシア共和国

署名

バフリル・ラハダリア

原本と相違なし

エネルギー鉱物資源省 法務局長

バンバン・スジト